

特定派遣の事業主のみなさまへ

切替のための

説明会の御案内

経過措置は平成30年9月29日までです。

- ・ 切替は通常の新規申請となり、申請前の準備に期間を要されています。
- ・ 期限が近づくにつれて混雑が予想されますが、申請から許可までは、通常でも2～3か月程度かかります。
- ・ 期間更新時期も重なるため、今後の更新申請も混雑します。

まずは、説明会をお聞きいただき、申請をお急ぎください。

< プログラム >

第1部 13:30～14:30

「切替（新規申請）の必要性について」

- 1 平成27年9月の派遣法改正について
- 2 新規申請の許可要件について
- 3 小規模事業主に対する資産要件の暫定措置について
- 4 旧特定派遣事業との違いについて
- 5 適正な請負事業について
- 6 質疑応答

第2部 14:45～15:45

「申請手続について」

- 1 申請方法とスケジュールについて
- 2 提出書類について
- 3 事業計画・訓練計画等の策定について
- 4 許可申請にあたっての自己チェックについて
- 5 その他の留意事項等について
- 6 質疑応答

* 1部又は2部、どちらか一方だけの参加も可能です。

* 開催時刻は全日、上記のとおりです。

< 平成29年度の開催日程 >

7月25日(火)	12月12日(火)
8月22日(火)	1月18日(木)
9月22日(金)	2月15日(木)
10月23日(月)	3月22日(木)
11月27日(月)	

< 場 所 >

いずれも、京都労働局6階 会議室

< 申込方法 >

開催日の前日までに、お電話にてお申込みください。

< 費 用 >

無 料

【お問合せ・お申し込み先】

京都労働局 需給調整事業課

電話075-241-3225